

介護保険の手引き

介護報酬単位数早見表

平成21年4月介護報酬改定説明会資料版

社団法人京都府医師会

担当：地域医療課

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル

TEL 075-315-5274 FAX 075-315-5290 (いずれも直通)

メールアドレス：tilki15@kyoto.med.or.jp

ホームページURL：<http://www.kyoto.med.or.jp>

サービス提供体制加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 30%以上配置されていること。	24 単位/回
夜間対応型訪問介護	② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が 50%以上配置されていること。	12 単位/回 (包括型 84 単位/人・月)
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6 単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6 単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①：12 単位/回 ②：6 単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 要支援1は ①：48 単位/人・月 ②：24 単位/人・月 要支援2は ①：96 単位/人・月 ②：48 単位/人・月
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6 単位/回
小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①：500 単位/人・月 ②・③：350 単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①：12 単位/人・日 ②・③：6 単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算の見直しを行う。

※2 表中①・②・③の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

地域区分

70%	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
55%	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護
45%	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

なお、地域区分の地域割りについては、平成18年度以降の市町村合併に伴い、平成21年4月1日時点の名称により示される区域を対象区域とする。

中山間地域等における小規模事業所の評価

中山間地域等の小規模事業所のサービスを提共する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算

※算定要件

- 対象となるサービスは、訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- 「中山間地域等」とは、特別地或加算対象地或以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- 「小規模事業所」とは、訪問介護は訪問回数が200回以下/月（予防訪問介護は実利用者が5人以下/月）、訪問入浴介護は訪問回数が20回以下/月（予防訪問入浴介護は訪問回数が5回以下/月）、訪問看護は訪問回数が100回以下/月（予防訪問看護は訪問回数が5回以下/月）、居宅介護支援は実利用者が20人以下/月、福祉用具貸与は実利用者が15人以下/月（予防福祉用具貸与は実利用者数が5人以下/月）の事業所をいう。

中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

※算定要件

- ・ 対象となるサービスは、移動費用を要する訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、訪問リハビリテーション（予防含む）、通所介護（予防含む）、通所リハビリテーション（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- ・ 「中山間地域等」とは、半島振興法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 各事業者が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に認める。

居宅介護支援
介護予防支援

P55~P58

居宅介護支援・介護予防支援

【居宅介護支援】

【基本単位数】（1月につき）

	要介護1・2	要介護3～5	備考
居宅介護支援費（Ⅰ）	変更無し	変更無し	
（Ⅱ）	500	650	単位数・算定要件変更
（Ⅲ）	300	390	〃

【各種加算】

初回加算（Ⅰ）	300単位	単位数変更
〃（Ⅱ）	削除	
特定事業所加算（Ⅰ）	500単位	変更無し
〃（Ⅱ）	300単位	新設
医療連携加算	150単位	新設
退院・退所加算（Ⅰ）	400単位	新設
〃（Ⅱ）	600単位	
認知症加算	150単位	新設
独居高齢者加算	150単位	新設
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	新設

【算定要件】

(1)基本単位数

ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数を維持しつつ、件数が4.0件以上となる場合に全ての件数に適用される現在の遞減制について、経営改善を図る観点から、超過部分にのみ適用される仕組みに見直す。

居宅介護支援費（Ⅱ）＜取扱件数が40件以上60件未満の場合＞→40件以上60件未満の部分のみ適用

居宅介護支援費（Ⅲ）＜取扱件数が60件以上の場合＞→40件以上の部分のみ適用

(2) 特定事業所加算

【特定事業所加算（Ⅰ）】

- ① 主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
に開催すること。
- ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること。
- ⑤ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している
こと。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。

【特定事業所加算（Ⅱ）】

特定事業所加算（Ⅰ）の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員等を配置していること並びに
常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

注 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の算定はいずれか一方に限る。

(3) 医療連携加算

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情
報を提供した場合

(4) 退院・退所加算

【退院・退所加算（Ⅰ）】

入院期間又は入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を
行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

【退院・退所加算（Ⅱ）】

入院期間又は入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談
を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合

注 初回加算を算定する場合は、算定できない。

(5) 認知症加算

ケアマネジメントを行うに際し、認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者に対して支援を行った場合に算定。

(6) 独居高齢者加算

独居高齢者（住民票で確認）に対して支援を行った場合に算定。

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等に算定。

〔介護予防支援〕

【基本単位数】（1月につき）

412

【各種加算】

初回加算：300単位（単位数変更）

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：300単位（新設）

【算定要件】 → 〔居宅介護支援〕の項を参照